

個人情報保護委員会（第119回）議事概要

- 1 日時：令和元年9月12日（木）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：熊澤委員長代理、丹野委員、小川委員、中村委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局次長、青山総務課長、
山崎参事官、三原参事官、松本参事官、片岡参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る有識者ヒアリング

IT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONS株式会社CEOダニエル・シュワルツ氏にヒアリングを実施した。

シュワルツ氏から、資料に沿って、次の説明が行われた。

※シュワルツ氏の発言は英語で行われたところ、以下の日本語による表記は個人情報保護委員会が仮訳したもの。

「私はIT-DEUTSCHLAND GLOBAL BUSINESS SOLUTIONSのCEOとして、外部DPO（欧州におけるデータ保護オフィサー）サービスの提供、またAIやブロックチェーンを含むプライバシー管理ツールにおけるイノベティブなITサービスの提供を重点的に行っている。また私自身も認証を受けたDPOであり、過去15年間、ITの分野でコンピューターサイエンスの専門家として仕事をしてきたが、その中で、ビッグデータ及びAI環境分野におけるサイバーセキュリティ及びデータ倫理に焦点を当て、IT設計を行ってきた。

本日は、マーストリヒト大学法学部の機関である欧州プライバシー・サイバーセキュリティセンター（ECPC）の代表として、出席している。

本日は、GDPRに基づくDPOに焦点を当てて説明する。また、DPOの職務遂行のための認証に関して、知識が十分にあるかをどのように示すのかといった点をお話したい。

参考までに、DPOの法的義務・役割・職務・責任については、EUの内部機構に適用される規則2018/1725及び、2016年4月に採択された、規則2016/679（GDPR）で定義されている。

DPOの主な職務はGDPR第39条に定義されているが、データ保護や取扱業務に関する助言のほか、DPOはその機能として、データ主体が自身の権利を行使するのにサポートし、組織内においてその手続が適切に、正し

く履行・維持されるようにしなければならないとされている。

ユーザーの権利としては、GDPR第三章に定義されているように、通知を受ける権利、消去の権利、データポータビリティの権利等が挙げられる。

また、他の主要な構成要素として、第39条第1項(d)及び(e)の定めにおいて、DPOは監督機関と協力しなければならないと、さらに監督機関とのコンタクトポイントの役割を担わなければならないとされている。

これは個人的な見解であるが、多くの企業は内部あるいは外部のDPOに上記のような権限を与えることのメリットや価値に気づいていないために、初めのうちはためらいを持っている。DPOは、個人データの適切な取扱いを確認し、適法性を保つことで、企業をサポートするとともに、データ保護機関及びデータ主体との緊密な関係をサポートしている。DPOは『リーガル・テック』の専門家であるので、その貢献は法的義務に留まらないはずであり、ほかに組織をサポートできることがないか、考慮されるべきだ。例えばソフトウェア開発においては、倫理基準を考慮しつつ、プライバシーとデータ保護の義務を遵守した堅牢なソリューションへと開発を導くことができる。

他のプライバシー関係の役職と比較した際の、DPOの特質は、DPOを保護するための追加的な保護措置が設けられていることである。例えば、GDPR第38条において、DPOは独立して職務を遂行できなければならない、このため、利益相反が避けられない他の地位を兼ねることは認められないとされている。

他に、DPOは経営幹部のトップのみに報告義務があるが、私の見解では、プロジェクト単位でのみ外部のDPOと契約している企業環境やプロジェクトにおいては、難しいかもしれない。それゆえ、DPOのコミットメントの範囲は明確でなければならない。

さらに、DPOの秘密保持が法律で義務付けられていることは、組織とDPOの役割を担う者との信頼関係を守るという点で、重要なポイントであると思う。

これまで述べてきたように、DPOは、組織や取扱業務の全体像だけでなく、スケーラビリティ及び法令遵守の要件に関する将来像を把握することが重要であるため、複数の分野の専門家である必要がある。データ主体や企業をサポートするためにも、DPOはデータの取扱いに係る国際法、ITやプロジェクトマネジメント等も熟知し、中心的な役割を果たさなければならない。言い換えれば、これらの要件により、新世代の『リーガル・テック』の専門家が生まれることになる。

ECPCでは、これらのDPOの役割を遂行するために必須の知識やスキルが備わっているかを認証する、認証プログラムを設置した。

マーストリヒト大学では、官民の専門家の国際的なネットワークを活用

し、最新の要件や進展をフォローアップしている。プログラム自体は、最も高いレベルでのスタンダードを確保するとともに、プライバシーに関するアカウントビリティの改善につなげるために、倫理的アプローチに焦点を当てている。

本プログラムのコースは2017年に開設されたが、多くの関心を集め、発展し続けている。一年当たり、6コースに300人以上が参加しており、ECP Cではこれまで600人以上のDPOを認証してきた。

ネットワークを拡大し、国際的なデータの取扱いと理解のサポートを目的として、マーストリヒト大学では、認証コースを提供するために、他大学との連携を検討しており、現在、リトアニアのヴィリニウス大学及びポルトガルのリスボン大学と協力が行われているとともに、日本とブラジルとも交渉中である。

学習によって知識が習得されれば、認証を受けることができるが、DPOの認証には、ECP C-Bが必要であり、この認証を受けた後も、ディプロマ学位や修士号を取得することによって、知識を深めることが可能になる。

認証コースは一週間で行われ、中々ハードなプログラムだが、それだけの価値はあり、達成可能だと考える。この一週間で、GDPR及び同法の義務に関する深い洞察だけでなく、それをどのように最も効果的な方法で実施するかについて学ぶことができ、DPOとしての職務を遂行する際の助けとなるだろう。

資料からも分かるとおり、認証を受けるためには、2回の多肢式試験、グループ試験、ケーススタディをベースとした最終試験から成る、アカデミック・フレームワークに基づく、複数の試験に合格する必要がある。

国際的な大学連携の取組は、国境を越えて認証されるDPOという将来ビジョンを実現するためのものであり、十分に認定交渉により個人情報保護委員会と欧州委員会が達成した相互認証の取組並びに我々のプライバシー、子供たちの将来をサポートするものでもある。」

熊澤委員長代理の進行により、質疑応答が行われた。

小川委員から「非常に示唆に富む説明だった。DPOには、法律・IT・国際・ビジネス等の様々な領域を組み合わせた専門的な知識が必要とのことだが、我が国においても、データ保護について、法律と情報処理の双方を熟知する人材の育成が重要と考えている。EU全体で見た際、DPOに限らず、このような異なる領域の知識を組み合わせることのできるデータ保護に関する民間人材の充足度はどのような状況か」という旨の発言があった。

それに対し、シュワルツ氏から「私自身も元々のバックグラウンドはコンピューターサイエンスであり、法律も勉強している。法律の分野においても世界中で、テクノロジーの進化やイノベーションに追いつこうとする動きがあるが、ITも法律も構造が複雑であるため、この二つの異なる分野の専門

性を同時に有する人材が不足している。多くの大学も同様の問題意識を有しており、この分野に関連する修士課程等の教育課程が提供されているが、『リーガル・テック』の育成は発展途上にある。2016年には、世界的に見ると、GDPRの対応のために少なくとも7万人のDPOが必要になると試算され、更に一步進んで、国境を越えたDPOという新しい考えや法律と技術の進展も考慮すれば、人材はいよいよ足りない。個人的には、人材教育への一層の投資と啓発が専門家不足のギャップを埋めるためには必要だと考える」旨の発言があった。

加藤委員から「GDPRの施行から1年が過ぎたが、欧州におけるデータ保護オフィサー（DPO）の制度運用に関して、ドイツにおける従来からの経験も踏まえ、課題等を認識していれば、改めて聞かせてほしい」旨の発言があった。

それに対し、シュワルツ氏から「個人的な見解だが、GDPRには解釈の余地があるため、企業がDPOを指名するにあたっては法的義務の観点から多くの困難があると考え。例えば、企業が個人を監視しているかどうか、機微情報を取り扱っているかどうかということだけではなく、組織の種類に応じた個人データを含む取扱業務の規模によってもDPOは指名される。

さらに、各国にはそれぞれ独自の上乗せ規制がある。例えば、ドイツでは、GDPRの他に連邦法、更に州法があり、組織内の従業員数に基づいてDPOを指名する追加の義務が含まれている。

これまでの私の経験に基づけば、一般的に、GDPR自体の解釈に多くの時間を費やすのではなく、EU加盟国のデータ保護当局との協力を焦点を当てるのがベストプラクティスである。この数か月間、多くの欧州のデータ保護当局が、GDPRに従い、特定の状況にどのように対処すべきか、ガイドラインを発出しており、これは法令を遵守するために非常に有用である。もう一つのメリットは、欧州にあるデータ保護機関のネットワークの存在である。例えば、ドイツにガイドラインがない場合、英国のICOやフランスのCNILあるいは他の機関が公表しているガイドラインを参照することができる。」旨の発言があった。

藤原委員から「大学教育と連携したグローバル人材の育成というのは理解した。人材養成という観点からいえば、こうした養成機関はフランスや英国、ドイツにもあり、特にドイツでは、一般的な公務員研修の中に個人情報保護を学ぶ課程があると聞いている。紹介のあったDPO育成課程は大学教育の中で、学生を育てるということがポイントなのか。また、制度としてはドイツ等の民間企業の個人情報保護担当者の歴史もあり、充実しているのではないか。」という旨の発言があった。

それに対し、シュワルツ氏から「私にとっては、現在と未来で何を達成したいのかということが問題である。

現在、我々は法的、技術的、倫理的なイノベーションに同時に直面するという非常に重要な動きの中にある。この動きをサポートするため、分野横断的な経験を有する専門家が必要だが、この不足を埋めるために、DPOコースが設計された。しかし、迫りくる将来のイノベーションも考慮すると、私たちはこの動きの、ほんの始まりに過ぎない。

この動きを維持するには、また、法令に適合し、倫理的なソリューションを確保するためには、DPO、つまり『リーガル・テック』の専門家としての役割が必須となる。それゆえ、できる限り様々なレベルで教育することも重要であり、単に大学で学生を育成することだけが鍵という訳ではないと考える。

ドイツの『Ausbildung』のような、より実用面に焦点を当てた職業教育の新しいフレームワークを確立する良い機会だと思うが、それは市場の発展とそのような専門家への需要にも依拠している。大学生はそのようなトピックについてより深い洞察を有しており、大学も分野横断的なコースを提供し始めているため、学生たちはITや法律、倫理に特化したオプションを選ぶことができる。このことは、「分野横断的な専門家を雇う機会が得られる企業にとって非常に有益なことだ」旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「本日はシュワルツ様にお越しいただき、貴重な御説明を伺うことができた。頂いた御意見も含め、今後の個人情報保護制度の議論に活かしてまいりたい」旨の発言があった。

資料について、一部非公表の内容を含んでいるため、公表できる内容にしたものを公表することになった。

(2) 議題2：個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し（GDPRの運用・対応状況）

事務局から資料に基づき報告を行った。

宮井委員から「GDPRにおけるプロファイリングの位置付けの大きな考え方として、最終的に企業がアカウントビリティを果たすべきものと広く理解されている中で、EU企業においても、試行錯誤しながら、自らが、個人データ処理の実態を踏まえ、正当化の論拠を整理して、説明責任を果たしている現状が良く分かった。我が国においても、リクナビ等の事案も鑑みると、企業によるプロファイリングは増えていくと思うが、それに対して、企業の透明性かつ納得いく説明責任が社会からも求められてくる。こういった観点は、3年ごと見直しの参考となるのではないか」という旨の発言があった。

藤原委員から「プロファイリングやデータポータビリティの問題は大変に難しいものであると考える。EUにおいても熱心に議論はされているものの、決定打は中々出ていない状況だと思う。例えばプロファイリングに関

しては、個人情報保護法制との関係では、スコアリング、個人信用情報という形で、EUにおいてはドイツなどを中心に、随分前から議論をされていた。プロファイリングやスコアリングは、憲法的な観点からいえば、おそらく人間の尊厳にまでたどり着く議論ではないかと思うが、『同意だけでは足りない』という意見もある。一方、同じぐらいの論調として、『ビッグデータ時代に何をしてもならないというのはおかしい』という声もあるが、これも当然のことであり、双方のバランスをとることは中々難しい。データポータビリティについては、競争法の観点が反映されている面もあるし、そもそも技術的に可能かどうかというレベルの議論もされており、中々、執行や権利行使に至っていないと思う。EUでもはっきり意識されていると思うが、個人情報保護法制的にはどのような哲学をもって臨むか、バランスをどのように取るのかが問題であると言われており、私もそう考える。報告にあったとおり、欧州ではGDPR施行後、企業もデータ保護機関も模索の段階であり、いわゆる大変革が現時点では生じているわけではないと思う。ただ、両者とも、消費者の信頼や期待に応える、あるいは透明性をどのように確保するか、真の同意とは何か、正当な利益をどのような要素を入れて考慮するかといった点については、一生懸命考えられている。こういった点は、データ保護のあるべき姿として、当委員会や我が国の法制にも示唆を与えるのでないか」という旨の発言があった。

熊澤委員長代理から「頂いた御意見も含め、個人情報保護をめぐる様々な状況について、各方面の意見を聴きながら、課題を整理、審議してまいりたい」旨の発言があった。

資料について原案のとおり公表することとなった。

(3) 議題3：特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告について

事務局から、資料に基づき報告を行った。

中村委員から「定期的な報告も3年目となり、安全管理措置の実施状況について今年も改善がみられる。今回、新たに追加された調査項目であるデータ入力業務の委託及び再委託については、他の項目に比べて実施割合が低い。地方公共団体等にとっては、再委託は番号法に従って適切に実施しなければならないことを再認識する良い機会となったのではないかと。定期的な報告は、委員会が地方公共団体等の状況を把握するにとどまらず、地方公共団体自らの特定個人情報の取扱いを再点検できる良い機会ともなっている。昨年度の結果を踏まえ、新たに自治体の担当者向けの資料の公表を行ったところであり、今後も更なる啓発活動に磨きをかける必要がある。」旨の発言があった。

(4) 議題4：監視監督について①

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

(5) 議題5：監視監督について②

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

(6) 議題6：監視監督について③

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

※内容については非公表。

(7) 議題7：その他

事務局から地方公共団体情報システム機構の全項目評価書の公表について、報告があった。

以上